

2020年12月23日(水)  
 愛知県環境局環境政策部水大気環境課  
 水・土壌規制グループ  
 担当 高橋、手嶋  
 内線 3050、3045  
 ダイヤルイン 052-954-6222  
 調整・計画グループ  
 担当 松下、嶋田  
 内線 3044、3040  
 ダイヤルイン 052-954-6221

## 半田市内の阿久比川の水質等について（続報）

愛知県では11月24日(火)に、半田市内を流れる阿久比川の半田大橋下流の江川橋及び山方橋で水質調査をした結果、「1,4-ジオキサン」が環境基準値を超過していました(11月27日発表済み)。このため、県では、周辺の工場・事業場の立入検査を実施しましたが、1,4-ジオキサンが検出された原因の特定には至りませんでした。

また、この度12月17日(木)に江川橋及び山方橋を含む3地点で再度採水し、水質分析を行ったところ、全ての調査地点で1,4-ジオキサンは検出されませんでした。

### 1 経緯等

- 本県では、水質汚濁防止法第15条に基づき公共用水域の水質の汚濁状況を常時監視しています。本年11月6日(金)に、半田市内を流れる阿久比川の半田大橋で調査を実施したところ、水質汚濁に係る環境基準の健康項目(18項目)のうち、1,4-ジオキサンを検出しました。
- このため、11月24日(火)に半田大橋の上下流地点で再調査を行った結果、半田大橋下流の江川橋及び山方橋で、1,4-ジオキサンが環境基準値を超過しました。
- そこで、周辺の工場・事業場への立入検査と併せて、12月17日(木)に再度採水し、分析をしたところ、全ての調査地点で1,4-ジオキサンは検出されませんでした。

| 河川名  | 項目         | 採水日       | 調査地点 | 調査結果            | 環境基準           |
|------|------------|-----------|------|-----------------|----------------|
| 阿久比川 | 1,4-ジオキサン  | 11月6日(金)  | 半田大橋 | 0.008mg/L       | 0.05mg/L<br>以下 |
|      |            |           | 半田橋  | <0.005mg/L      |                |
|      |            | 11月24日(火) | 半田大橋 | 0.034mg/L       |                |
|      |            |           | 江川橋  | 0.83mg/L(16.6倍) |                |
|      |            |           | 山方橋  | 1.1 mg/L (22倍)  |                |
|      |            | 12月17日(木) | 半田大橋 | <0.005mg/L      |                |
|      |            |           | 江川橋  | <0.005mg/L      |                |
| 山方橋  | <0.005mg/L |           |      |                 |                |

※調査結果の( )内は環境基準に対する倍率。

### 2 県の対応

今後も、1,4-ジオキサンを使用又は貯蔵する周辺の工場・事業場の状況及び阿久比川の水質を継続して監視していきます。

## 参考

### ○1,4-ジオキサンについて

1,4-ジオキサンは、常温で無色透明の揮発性の液体で、有機化合物を製造する際の反応溶剤、トランジスター、合成皮革や塗料など広く溶剤として使われる。

急性の中毒症状としては、吸入によりめまい、頭痛、吐き気、嘔吐、咽頭痛、腹痛、眠気、意識喪失の症状が起こり、高濃度の吸入又は飲み込みは中枢神経系、肝臓、腎臓、肺に影響を与える報告がある。

また、実験動物では発がん性が認められるものの、ヒトでの発がん性に関しては十分な証拠がないため、IARC (International Agency for Research on Cancer) の評価では2B (ヒトに対して発がん性が有るかもしれない) に分類されている。

(参考：環境省環境保健部編「化学物質ファクトシート 2012年度版」、

平成15年3月環境省環境リスク評価室編「化学物質の環境リスク評価 第2巻」)

### ○水質汚濁防止法 (昭和45年12月25日法律第138号) (抄)

第15条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁 (放射性物質によるものを除く。第17条第一項において同じ。) の状況を常時監視しなければならない。

### 調査地点図



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用